

# 受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「甲」という）が実施するキャリアコンサルタント更新講習（以下「講習」という）に適用される条件を定めたものです。講習を受講しようとする者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

## 第1条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講習受講申込書を提出し、講習受講料を支払った後、甲が乙の受講を承諾した旨の書面を発送した日または電子メールを発信した日に成立するものとします。

## 第2条 講習の実施

甲は、受講案内記載の日時に講習を実施します。なお、自然災害などやむを得ない事情により講習を中止した場合においても代替措置は講じません。この場合、受講料から事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を控除した金額を返還します。

## 第3条 受講契約の解除

受講契約の解除は、書面により行うものとします。

2. 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。

①開講日前4週間の応当日（応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返還します。

②開講日前4週間の応当日を超過し開講日前日（開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より講習開講の経費（受講料の15%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。

3. 甲は、次の各号にいずれかに該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講習受講料は返金しません。

①乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。

②乙が受講中に講師、演習講師等の指示に従わず、または講習の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。

## 第4条 修了認定

乙が所定受講時間数出席し、修了要件を満たしたときは、一般社団法人日本産業カウンセラー協会キャリアコンサルタント更新講習修了証を交付します。

2. 甲の責めによる場合を除き、講習に遅刻または欠席した場合は未修了とします。

## 第5条 著作権

講習に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。

2. 乙は、講習内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。

3. 乙は、講習の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

## **第6条 受講に関する支援**

講習は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。

2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

## **第7条 免責事項**

甲の責めに帰さない事故ならびに講習を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

## **第8条 情報保護**

甲は、本講習に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。

2. 乙は、本講習に関連して知れた個人情報等を第三者に開示できません。

## **第9条 通知**

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

## **第10条 責任の制限**

講習に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講習受講料を上限とします。

## **第11条 管轄裁判所**

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

2018年7月6日改定

# 個人情報のお取り扱いについて

キャリアコンサルタント更新講習応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、当協会「個人情報保護規程」ならびに「個人情報保護規程に関する運用手続き要領」に基づき厳正な管理をいたします。

## 1. 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

## 2. 個人情報の利用目的

申込書にご記入いただく個人情報は、更新講習に関わる事務管理、お申込講習関連情報の提供やアフターサービス、アンケート調査、イベント等のご案内や協力依頼の目的に使用いたします。また、調査研究のために個人を特定できないデータに加工した上で利用することがあります。

ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、適切なサービスが提供できない場合がありますので、予めご了承ください。

## 3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示または提供することはありません。

## 4. 個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、更新講習申込み先の当協会支部にご連絡をお願いいたします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。

2018年4月6日作成

## 国家資格キャリアコンサルタント更新講習 ご受講にあたっての注意事項

---

本講習は、国家資格キャリアコンサルタントの登録にあたり、5年ごとの資格更新に必要な更新講習として厚生労働省から指定を受けた講習です。受講にあたっては、下記を必ずご一読の上、お申込をお願いいたします。

1. 国家資格キャリアコンサルタントの更新に必要な更新講習は、登録日から5年以内に受講された講習となり、登録日以前に受講された更新講習は申請の対象外となりますのでご注意ください。（例：登録日が2017年1月1日の場合、2016年12月31日以前に受講した更新講習は申請の対象外）
2. 修了要件を満たした方には修了証を発行いたします。国家資格キャリアコンサルタント有資格者の方は、お申込み時に登録番号を必ずご入力ください。また、修了証にはキャリアコンサルタント登録証と同一の氏名を記載する必要があります。修了証に記載するお名前でお申込みください。
3. 修了証は更新手続きまで大切に保管してください。万が一修了証を紛失された場合は、再発行が可能です。発行にあたっては所定の手数料を申し受けます。（当協会会員：¥1,000、非会員：¥2,000（いずれも税別））
4. 同じ更新講習を複数回ご受講いただくことは可能ですが、更新に必要な時間数のカウントは5年間の1更新期間において1講習につき1回限りです。
5. 自己都合でやむを得ず欠席した場合、受講料は返金いたしません。また、契約した講習以外の講習へ振り替えることはできません。
6. 講習にはそれぞれ規定時間が設定されていますが、受講時間が規定時間に満たない場合は修了を認定することができません。したがって、原則、遅刻・早退は認められませんのでご注意ください。